

証言事項書

昭和6.15.7.9

山本

聖

一、証人「山本」の経歴・職業・位置について

(1) 68鳥取教会伝道師↓29(1)仮装労働者↓仮装牧師(宗教と職業の矛盾を問いつけて、)南山大へ宣言(室)→神戸大A四三〇(京都大A三六七)と去会(う)

(2) 被害者(根本氏)に関して、保釈請求人であり、公判調査の入手・弁護人との連絡にたずさわってきた(昭和3.24)被告の代表として。

二、本件の背景について

(1) A三六七における教師検定試験(日本基督教団)面接試験(昭和10.13.14)と根本氏と共同受験者同(士)として。

(2) A三六七公判群へ(から)の「第三者異議の訴え」の当事者(昭和12.15)永野氏、昭和12.28(山本、本質的に昭和13.24)に根本氏(同(士)として。

(3) 昭和2.10(根本氏との公証(根本氏の行方)に問われた者として。

三、3.24について(事実経過の一断面)

《開廷前》^{証人の}共同訴訟者加予統↓^{証人の}関係者率に着率↓延更の質問↓^{証人の}於訴人の六法関係条文朗読。《裁判官入廷》^{裁判官}於訴人：松下：…について…と聴

取不能《裁判官退廷》^{於訴人の}服装表現・右陪席の後姿とへ酒バツクVの下降

軌跡の距離《警備員の暴行》^{於訴人の}於訴人を取り押さえるにかから↓^{於訴人の}根本氏の出現↓^{於訴人の}警備員の致到↓^{於訴人の}唐突な殴打(根本氏に付して「伊東」警備員による)《延更

内での抗議…》抗議する者、判決期日言葉を確証する者、被告申立の取扱いを問う者…下廷内騒然(暫時法廷内での出入も自由、部分的に押し出され

る者がある程度)この抗議まで退廷命令は耳にしていな(い)ま(い)て、退廷拘束なく裁判長・書記官の発言なし。於訴人の喫煙は押し出されつつの出入

(区付近)下のこと。《出入口付近での混雑》押し出して施設したがる警備員と、押し出される傍聴人ら、廊下から押し寄せ、むらがる裁判所職員らで、出入口原則

後は大混雑。《小座状態》廊下ベンチでの酒宴(於訴人も九十分の九十分(十ミリリットル)。それを身に身体や息を休めるひととき)それほどのゆたかりた空気を

この酒ハックは口のあたった紙ハック荷物として裁判所職員の手を経て解放される。
 床に隠れたる女性、女医が看護婦かけつけてくる。控訴人による文書捜査要請。走り
 回る裁判所職員、警備関係者、高松刑事四郎書記官との会話。(警官隊、警
 察員動員される) 大廊下東側より、拘束監置命令を伝えきく。控訴人内
 の控訴人に伝えきく(もりて入室。根本氏、うつぶせてしんとする。まわりの空気が
 からは、また自由(な)に存命から去れよう。警備員らも大廊下西側へ移動中。
 (警備員ら、再びいふめきま) 控室へ向かい、根本氏と進行。警官隊のむこう
 へ消えた根本氏の方角から「ハッ坊！」と聞かされてくる(これが初めて)。次いで
 四反ととられた控訴人が進行されて行く。(次いで、体隠人らの排除) 法廷と
 押くさされ、エレベーターに「めきまれ、やめて。法廷の小廊下、大廊下は裁
 判所関係者だけ、それ以外はすべて去り、ちろほら警備員が埋めたり消えたり
 した後、十一階は人っこひとりいなくなる。証人のみ(ひたひた)ふらふらして、最後に出立。
 (命令外) 弁護士事務所へおきまき、控訴人、根本氏の消息を問い合わせ。
 もらう。五株高松入民へ同行してもらった。

④ (逮捕)後の自然(過程)による公訴事実の仮構(一)序(一)

(1) 相当数の警備員の在廷した事実

(2) ^{法廷内}過剰警備(暴行・暴言)の事実

(3) 暴行を仰らした警備員、危険な警備員を隠匿した事実

(4) 控訴人・体隠人らの目前から隠したところで「公坊！」と発した事
 実

(5) 理行(逮捕)後、相当時間後に警察へ引き渡した事実

(6) ……

(1) (6)の事実群によって、法廷内の出来事(ここでは暴行事件)の除像及び法廷外

と切り替わ警備陣の真中で、公訴事実が仮構されている。

(1) 状況見分調査中の立会人(伊東・山岡警備員)の警察官証拠カード

(証人)リストからの消滅(一)

(2) 法廷での時間経過の偽証(青藤証言の時間のひまのぼし)裁判官

の立場擁護のためと、無理なシワヨセ書記官とくこの自らの立場擁護のため

(3) 警備員証言のありさま、「販売ラウスの警備員はどうか」、証人控室での位置・行動関係など

《(4)》

(1) (6) (1) (4) の後構性は、

大阪あか六氏の著書放棄と逃亡により、自白と逆証されている。

証人の関わり「第三者異議」控訴審（あか六氏側）は、5.12.24 控訴

申立、七月段階で青藤書記官自ら夏いっほいの準備書面と秋の公判を連絡

したにもかかわらず、5.12.24 呼出状さえまじまじ判決を教書裏に強行。

.....

五、本件の意味・テーマの広がり、しくについて

(1) 本件の後構性は、現在の日本社会と国家の、関係の絶好材に強いられた表現であり、警備員も裁判所も（その後構性を追認する）教書控訴検査も、主観の差異にもかかわらず、この力押しから免れられない。

(2) これを引きまわしつつ、転倒と解放（いつあるかは）一瞬の、永続する山表現の、入酒

パンク✓の出現であり、山A三六七性である。この入痛さ✓への快感✓の、漆塗り重さに誰か気がまきうるか。

(3) したがって、私たちは、未出のテーマ群の切迫した時間性（おまのま）に伴なって被示されてくる。

真の空問の意味とは、何が、そこへから✓と巡れうるか？、あの「瞬

（一瞬）の、永続する響き（スニッホサイン共に欽え↓スニッホサイン）を深化し転

大しうるか？、山子と山子ととの山A三六七↑↓山A三六七にととの山子と山子

そして、私（たち）の山子と山子性、私（たち）の山A三六七性の未知なるサイン？

しく祈りへから✓の旅立ち.....